の記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて熱供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6　熱供給事業者等は、法第十五条第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、熱供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（電磁的方法の種類及び内容）

第十三条　令第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　第十一条第十一項又は第十二条第五項に掲げる方法のうち、熱供給事業者等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（熱供給事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十四条　令第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子メールを送信する方法であつて、熱供給事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該熱供給事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された熱供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて熱供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該熱供給事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該熱供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に熱供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（電気事業法施行規則の準用）

第十七条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の二から第四十七条の七までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の二第一項	令第七条	熱供給事業法施行令（昭和四十七年政令第四百二十号）第五条において準用する令第七条
	令第十二条第二項	熱供給事業法施行令第五条において読み替えて準用する令第十二条第二項
第四十七条の二第二項及び第四十七条の三	令	熱供給事業法施行令第五条において読み替えて準用する令
第四十七条の四	令	熱供給事業法施行令第五条において準用する令
第四十七条の五第一項	法第三十五条第一項	熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第一項
	様式第四十	様式第十二
第四十七条の六第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
	様式第四十の二	様式第十三
第四十七条の六第三項	法	熱供給事業法
第四十七条の七	法第三十五条第一項	熱供給事業法第十九条の二第一項
	第三十六条第一項	同条第三項

第二十一条の見出しを削り、同条第二項中「および」を「及び」に改め、第四章中同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「（工事計画の届出）」を付する。

第二十二条第一項中「ロ）および」を「ロ）及び」に、「様式第十九」を「様式第十四」に改め、同項第二号イ中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「または」を「又は」に改め、同号リ中「および」を「及び」に改め、同項第四号中「または」を「又は」に改め、同項第一号から第三号まで及び第五号中「および」を「及び」に改め、同条を第十九条とする。

第二十三条の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条中「および」を「及び」に、「添附すべき」を「添付すべき」に、「添附する」を「添付する」に改め、同条を第二十条とする。

第二十四条を削る。

第二十五条の前の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「（使用前自主検査）」を付する。

第二十六条を第二十二条とし、第二十七条を削る。

第二十八条の見出しを削り、同条第一項中「保安規程は」の下に「、熱供給事業を営む一の地域ごとに」を加え、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（保安規程）」を付する。

第二十九条第一項中「様式第二十二」を「様式第十五」に改め、同条第二項中「様式第二十三」を「様式第十六」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十条第二項中「または」を「又は」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十一条の見出しを削り、同条中「第二十二条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条の表第二号を次のように改める。

二　供給計画書	様式第十七	当該年度の開始前（熱供給事業者となつた日を含む年度にあつては、熱供給事業者となつた後遅滞なく）

第三十一条の表第三号中「状況」の下に「（前年末の状況と変更がある場合に限る。）」を加え、「様式第二十五」を「様式第十八」に改め、同表第四号中「様式第二十六」を「様式第十九」に改め、同表第五号中「様式第二十七」を「様式第二十」に改め、第五章中同条を第二十六条とし、同条の前に見出しとして「（報告の徴収）」を付する。

第三十二条を削る。

第三十三条第一項中「第三十条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同項の表第二号中「供給区域内」を「熱供給事業を営む一の地域内」に改め、同条第二項中「様式第二十八」を「様式第二十一」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十四条中「様式第二十九」を「様式第二十二」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の二から第三十四条の五までを削る。

第三十五条第五項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第六項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第七項中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同条第九項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第二十九条とし、第三十六条を第三十条とする。